

日行連発第415号  
平成30年7月24日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
許認可業務部  
部長 矢 野 浩 司

平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて（周知）

平成30年7月豪雨は7月14日に特定非常災害に指定され、各種許認可等の満了日の延長措置や法令上の義務を履行できない場合の免責措置等が講じられております。

今般、国土交通省より、自動車保管場所証明書等の自動車登録申請時に必要な書類の有効期間の延長等について周知依頼がありましたのでお知らせいたします。本件取扱いの対象となるのは、特定非常災害発生日前に作成されたものとなりますのでご注意ください。

なお、別途、自動車検査証の有効期間についても伸長がなされております。詳細は、国土交通省ホームページをご確認ください。

本件については、会員サイトにおいても周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

**【添付】**

「平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて」  
(平成30年7月18日付・国自情第82号の2)

**【国土交通省 HP】**

<平成30年7月豪雨関連>

平成三十年七月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長について

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000582.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000582.html)

<平成30年7月豪雨関連>自動車検査証の有効期間の再伸長について

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000190.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000190.html)

以 上